

妊娠届出時の個人番号（マイナンバー）提示のお願い

平成28年1月1日より、マイナンバー制度の施行に伴い、母子健康手帳交付時に「妊娠本人の個人番号（マイナンバー）」の記入が必要になります。

交付時には、①個人番号の確認、②本人確認を行います。

母子健康手帳はお母さんとお子さんの健康管理に必要なものです。

妊娠がわかったら、なるべく早めに母子健康手帳の交付を受けましょう。

住民票がある各市町の窓口で交付を受けてください。

できるだけご本人が窓口においてください。妊娠一般健康診査受診票も交付します。

※なお、ご本人が窓口に来られない場合は、状況のわかる代理の方でも交付が可能です。

詳細は裏面をご覧ください。



妊娠さん御本人が窓口に来る場合、必要なもの

■個人番号カードをお持ちの方■



●個人番号カード

■個人番号カードをお持ちでない方■



本人確認書類

●通知カードまたはその写し

●個人番号が記載された住民票またはその写し

●個人番号が記載された住民票記載事項証明書 またはその写し

上記の3つうち、どれか1点

●顔写真付き公的な証明書 1点

(例：運転免許証、パスポートなど)

または

●顔写真付でない公的な証明書 2点

(例：健康保険証、年金手帳、学生証など)

妊婦さんの代理人が窓口に来る場合、必要なもの

■妊婦さんの個人番号カードがある場合■



代理人の 本人確認書類



委任状

妊婦
住所〇〇
氏名〇〇 印
代理人
住所〇〇
氏名〇〇
妊娠届等の手続き
等を委任します。

- 妊婦さんの個人番号カード
またはその写し（表面と裏面の両方）

- 顔写真付き公的な証明書 **1点**

(例：運転免許証、パスポートなど)

または

- 顔写真付きでない公的な証明書 **2点**

(例：健康保険証、年金手帳、学生証など)

■妊婦さんの個人番号カードがない場合■



代理人の 本人確認書類



委任状

妊婦
住所〇〇
氏名〇〇 印
代理人
住所〇〇
氏名〇〇
妊娠届等の手続き
等を委任します。

- 妊婦さんの通知カードまたはその写し
- 妊婦さんの個人番号が記載された住民票
またはその写し
- 妊婦さんの個人番号が記載された
住民票記載事項証明書またはその写し

上記3つのうち、どれか**1点**

- 顔写真付き公的な証明書 **1点**

(例：運転免許証、パスポートなど)

または

- 顔写真付きでない公的な証明書 **2点**

(例：健康保険証、年金手帳、学生証など)

委任状は各交付窓口で交付、もしくはホームページからもダウンロードできます。

または妊婦さんの住所・氏名・捺印と、代理人の住所・氏名、「妊娠届等の手続きを委任する」ことが記入してあれば様式は問いません。※詳細は各市町にお問い合わせください。

■母子健康手帳交付窓口・連絡先■

倉吉市：倉吉市子育て世代包括支援センター（第2庁舎） 27-0031

三朝町：三朝町子育て世代包括支援センター（健康福祉課内） 43-3520

湯梨浜町：湯梨浜町子育て支援課 35-5321・5322

琴浦町：琴浦町子育て世代包括支援センター すくすく 27-1333

北栄町：北栄町教育総務課子育て世代包括支援センター 37-3224